

2010年4月27日

株式会社講談社フェーマスクールズ
代表取締役 村上 潔 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳

【連絡先（事務局）】担当：西島
〒540-0033 大阪府中央区石町
1丁目1番1号天満橋千代田ビル
TEL06-6945-0729/FAX06-6945-0730
メールアドレス info@kc-s.or.jp
ホームページ [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

申 入 書

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を迎えて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申入れ、また訴権を行使していくことを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体、消費者問題に取り組む個人等によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体であり、2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要についてはホームページをご参照下さい）。

当団体において、貴社の「美術通信教育講座受講申込書」及び「学則書」ならびに「学則書取扱規定」等を検討したところ、契約条項等について消費者契約法その他の法律に反し不当との疑義が生ずる点が複数存在しておりました。そこで、2009年10月2日付「お問い合わせ」を送付したところ、これに対し貴社より2009年10月21日付「回答書」にて回答がありました。さらにその後、2009年11月26日付「再お問い合わせ」を送付したところ、これに対し貴社より2009年12月17日付「回答書」にて回答がありました。当団体は、貴社からの回答も含め検討を重ねた結果、消費者契約法その他の法律に反し不当と思われる点があると判断いたしました。

よって、当団体は、貴社に対し下記のとおり、当該条項を修正・削除するなど対応いただくよう申し入れます。つきましては、本申入れに対する貴社のご回答を、2010年5月26日までに書面にて当団体事務局まで送付頂きますようお願いいたします。貴社の誠実、真摯な対応を期待します。

なお、既に貴社にご連絡いたしておりますとおり、本申入れは公開の方式で行わせていただきます。したがって、本申入れの内容、及びそれに対する貴社のご回答の有無とその内容等、本申入れ以降のすべての経緯・内容を当団体ホームページ等で公表いたしますので、その旨ご承知おきください。

記

以下の申入れ中、第1及び第2は、適格消費者団体としての消費者契約法及び特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます）に基づく申し入れです。

第1 解約清算金の計算方法について

学則書 第5章 受講期間の無料延長・退学等

第21条 中途退学の申し出

1. やむを得ない事情により受講を継続することが困難になったときは、その事由を記載した中途退学願を提出し、中途退学することができます。
2. 本スクールでは中途退学願を受けて、退学時学費過不足概算書を送付します。退学の清算金については、取扱規定の第9条、第10条、第11条、第12条に詳しく定めてあります。

学則書取扱規程（略）

(1) 申入の趣旨

学則書第21条2項及び同取扱規程第9条、第10条及び第12条を、次項「申入の理由」に沿った内容に変更するよう求めます。

(2) 申入の理由

ア 貴社は、現行の解約清算金の計算にあたって、下記のとおりもっぱら在籍期間を基準とする算定方法を採用されています（記載例は、クリエイティブ・アート・総合コースの受講料に基づき、当団体にて契約期間毎の清算金の額を契約書を元に計算したものである）。

契約直後	～	6か月	628,950円（受講料の54.7%）
6か月超	～	12か月	732,900円（受講料の63.8%）
12か月超	～	18か月	836,850円（受講料の72.8%）
18か月超	～	24か月	940,800円（受講料の81.9%）
24か月超	～	30か月	1,044,750円（受講料の90.9%）
30か月超	～		1,148,700円（受講料の100%）

そもそも、上記解約清算金の定めは、学則書及び取扱規定の各条項を熟読し、それに基づいて計算しなければ判明しないものであり、消費者契約の内容としては不明確といわざるを得ません。そこで、本来であれば、学則書に上記表のような清算金が発生することが消費者にも判りやすく記載されるべきです。

イ さらに、もし上記のように明確に解約清算金の定めを記載したとして

も、このような受講生の受講履歴や課題提出実績を反映しない計算方法による解約清算金の定めは、消費者契約法9条1号の定める「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの」に該当するものと思料され、一部無効の条項となっています。

なお、かかる計算方法に基づく解約清算金を定める学則書第21条及び同取扱規程第9条から第12条は、消費者契約法12条3項に基づく差止請求権の対象になるべき条項であると考えております。

ウ また、貴社においては、イラストコンクール応募者や雑誌広告を見て資料請求をしてきた消費者に対して、添削指導役務付き教材販売契約の勧誘目的を告げることなく、貴社指定の会場に呼び出して、添削指導役務付き教材販売契約の締結を勧誘するという営業形態を採っておられます。

このような営業方法は、「販売業者又は役務提供事業者が、営業所等において、（略）その他政令で定める方法（引用者注・郵便または電話等）により誘引した者（以下「特定顧客」という。）から売買契約の申込みを受け、若しくは特定顧客と売買契約を締結して行う商品（略）の販売」であり、訪問販売（特定商取引法2条1項）に該当します。

また、貴社は講評会での勧誘の後、貴社に連絡の無い消費者に架電し、その電話で添削指導役務付き教材販売契約の締結申込を受けておられることもあります。

このような営業方法は、電話勧誘販売（特定商取引法2条3項）にも該当し得るものです。

したがって、貴社の絵画通信教育事業は、特定商取引法の規制に服するところではあります。

そして、貴社と消費者との間の添削指導役務付き教材販売契約は、いずれも特定商取引法に定める訪問販売または電話勧誘販売の態様で締結されたものですから、契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限（特定商取引法10条、同法25条）に服します。

しかるに、貴社の定める解約清算金の計算方法は、教科書等の商品の返還の有無及び役務提供開始の前後や提供された役務の対価をまったく反映しておらず、特定商取引法10条1項各号及び同法25条1項各号の定める損害賠償等の額の制限に反するものと思料します。

なお、かかる計算方法に基づく解約清算金を定める学則書第21条及び同取扱規程第9条から第12条は、特定商取引法58条の4第2項2号及び58条の6第2項2号に基づく差止請求権の対象になるべき条項であると考えております。

第2 解約清算金の計算方法の記載について

(1) 申入の趣旨

受講申込書（控）裏面に解約清算金の計算方法を明記することを求めます。

(2) 申入の理由

受講期間中に受講生が中途解約をできることは受講生にとって利益な事実ですが、中途解約にあたり、課せられる解約清算金の負担は受講生にとっての不利益事実です。

貴社の受講申込書の記載によれば、貴社と契約を締結する受講生は、契約の中途解約権という、「当該消費者の利益となる旨を告げ」られるにあたり、解約清算金という「当該重要事項（引用者注・中途解約権）について当該消費者の不利益となる事実を故意に告げ」られないこととなり（消費者契約法4条2項）、その結果、貴社の定める解約清算金の方法を知らないままに、貴社所定の計算方法による解約金支払義務が存在しないとの誤認に陥る事態が十分に考えられます。

すなわち、現在の受講申込書（控）裏面の記載は、消費者契約法4条2項に基づく取消事由を内包する契約条項となっております。毎年全国の多数の消費者との間で契約を締結されているであろう実情に鑑み、定型的に用いられる契約書の書式自体から、不利益事実の告知の徹底に努められるべきものと思料いたします。

したがって、このような消費者の誤認を招く受講申込書の記載は、消費者契約法12条2項に基づく差止請求権の対象になるべきものであると考えております。

第3 教科書全7巻及びKFSアートナビDVDボックス（全6巻）の一括販売行為について

(1) 申入の趣旨

教科書全7巻及びKFSアートナビDVDボックス（全6巻）の同時一括販売の中止を求めます。

(2) 申入の理由

貴社におかれましては、受講生に対し、受講契約時に一括して、教科書全7巻及びKFSアートナビDVDボックス（全6巻）の購入を求めておられます。

しかしながら、平成21年12月1日に施行された改正特定商取引法9条の2においては、「その日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品（略）の売買契約」を解除しうることが定められました。

社団法人日本訪問販売協会が自主的に定めた「『通常、過量には当たらないと考えられる分量の目安』について」と題する自主基準によれば、「小・中・高の学習教材」について、「原則、1人が使用する量として1年間に

1 学年分」との基準が公表されましたが (<http://www.jdsa.or.jp/www/ri-reki/shousai/21pdf/20091029meyasu.pdf>)、貴社における絵画教育教材においても同様に、受講契約時に購入すべき教材は、1年間の教育課程において使用される教材の範囲にとどまり、これを超えるものは「通常必要とされる分量を著しく超える商品」に該当するものと思料します。

なお、「特選画材セット」についても、その内容及び分量によっては同様の解除原因となりますので、「通常必要とされる分量を著しく超える商品」となっている場合には、併せご対応下さい。

第4 受講料内訳（入学金、教科書代、DVD添削・課題添削期間整理券代、設備費と在籍授業料）の記載について

(1) 申入の趣旨

上記記載中の、「教科書全7巻」については各教科書の名称、各製造者名及び各販売価格の明記を、

「特選画材セット」についてはセットされている画材の内訳として、各商品名、商品の商標又は製造者名及び販売価格の明記を、

「KFSアートナビDVDボックス（全6巻）」については製造者名及び販売価格の明記を、

「学習ハンドブック」、「教材ハンドブック」、「画材ハンドブック」、「美術用語ハンドブック」、及び「紙のハンドブック」については、各製造者名及び各販売価格の明記を求めます。

また、「設備費」の内訳として、「添削室」、「ビデオスタジオ」、「GALLERYフェームス」、「学習相談室」、「移動教室」等を記載されるのであれば、それら役務の内容及び各役務の対価の明記を求めます。

(2) 申入の理由

本書面第1の申入の理由において述べたとおり、貴社の絵画通信教育事業は、特定商取引法所定の特定顧客に対する添削指導役務付き教材販売契約、または電話勧誘販売に該当しますので、貴社は、契約者に対し、特定商取引法所定の記載事項、すなわち特定商取引法4条5条及び特定商取引に関する法律施行規則3条、並びに同法18条19条及び同法施行規則17条の定める記載事項を明記した契約書を受講生らに対して交付すべきものと思料します。

以 上